

確定申告・住民税(町道民税)申告はお早めに

問・税務課 住民税係 ☎54・6604

期間内の申告を
忘れずに

平成29年分所得税の確定申告、平成30年度分町道民税(住民税)申告の受付が始まります。

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方、また、その同一世帯の方で収入が0円でも、申告がないと本来よりも高い保険税や医療費を負担する場合があります。

申告に必要なもの

【収入を証明するもの】

- 源泉徴収票(公的年金、給与)
- 収支内訳書(農業、営業所得などの事業所得、不動産所得がある人)
- ※事前に作成して持参してください。

▼医療費控除

平成29年中に支払った医療費控除の明細書
※医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計した記載が必要となります。
※事前に作成して持参してください。

▼その他必要なもの

本人名義の振込先口座がわかるもの(預金通帳など)
※所得税が還付になる場合、印鑑(認印で可)
マイナンバー(個人番号)

納付証明書

・国民年金保険料控除証明書

▼生命保険料控除

・生命保険料控除証明書

▼地震保険料控除

・地震保険料控除証明書

▼障害者控除

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など

▼障害者控除対象者認定書

・65歳以上で①要介護1と要介護2の方、②要支援1と要支援2の方のうち、認知症がある方は障害者控除、要介護3から要介護5までの方は特別障害者控除に該当する場合があります。対象者は毎年認定を受ける必要があります。詳細は福祉課障がい福祉係(☎54・6612)にお問い合わせください。

▼寄附金控除

・寄附先発行の領収書
※確定申告を行う場合は、ワンストップ特例制度が無効になりますので、「寄附金控除」を忘れずに追加してください。

▼住宅借入金等特別控除

・金融機関が発行する借入金の年末残高証明書

・家屋の登記事項証明書(敷地購入のローンがある場合は土地の登記事項証明書)

・家屋、土地の請負契約書または売買契約書のコピー(取得年月日・面積・取得価格がわかるもの)

※登記事項証明書は、平成30年1月1日以降のもの。

※増改築やバリアフリー改修工事の場合は、税務署で申告してください。

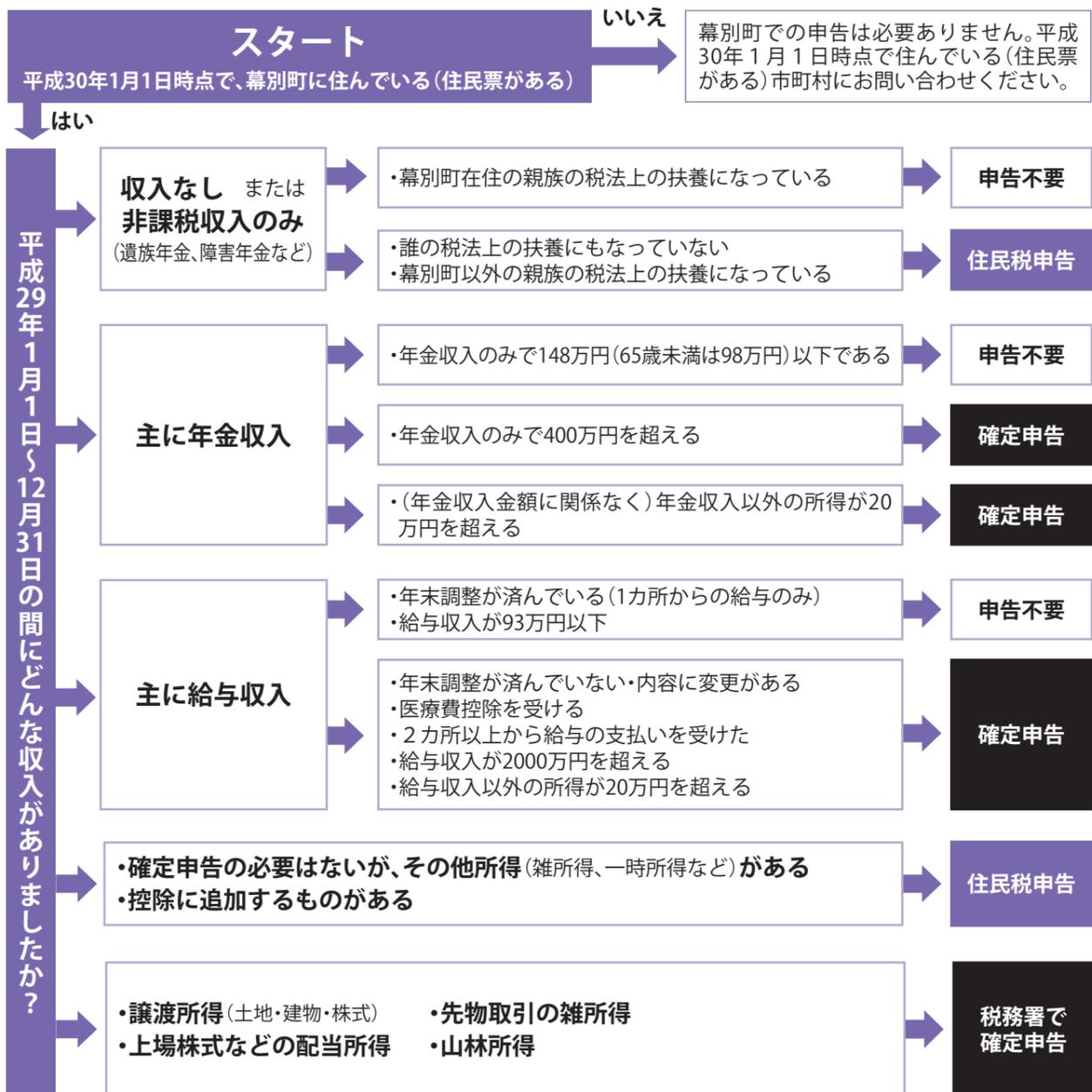
確定申告・住民税(町道民税)申告の日程表

各会場の初日は混雑が予想されます。長時間お待たせする場合がありますので時間に余裕を持って来場してください。3月15日(木)以降の申告は、確定申告は帯広税務署、住民税申告は役場税務課で受け付けます。

地区	受付期間 (土、日曜・祝日を除く)	時間	場所
札内・幕別	2月1日(木)～2月8日(木)	午前9時～午後4時	幕別町役場 (1階会議室)
	2月13日(火)～3月5日(月)		札内コミュニティプラザ (集会室)
	3月7日(水)		糠内コミュニティセンター
	3月8日(木)～3月15日(木)		幕別町役場 (1階会議室)
忠類	2月1日(木)～3月15日(木)		忠類コミュニティセンター (児童室)

※医療費控除の明細書や住宅借入金等特別控除の用紙など、確定申告に必要な書類は、税務課、札内支所、忠類総合支所、糠内出張所にあります。

あなたは申告が必要？ 申告フローチャート



※あくまで簡易に判断する場合のフローチャートです。判断が難しい場合はお問い合わせください。

医療費控除に必要な「領収書の提出」が「医療費控除の明細書」の添付へ変更

平成29年分の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が義務化され、従前の「領収書の提出」が不要となります。医療費の領収書は、税務署から求められた場合に提示や提出が必要となりますので、大切に保管(5年保存)してください。

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設

健康の保持増進と疾病の予防に関する取り組みを行った方が、平成29年1月1日以降に※スイッチOTC医薬品を購入した場合に、その購入費用がセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)として受けることができます。※特例の適用を受ける方は、従来の医療費控除を適用することはできません。

※スイッチOTC～元来医療用薬品として使われていた成分の有効性や安全性などに問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる一般用医薬品に転換(スイッチ)された薬品

マイナンバーの確認方法



または



※運転免許証、パスポート、健康保険証など、身分のわかるものと一緒に持参してください。